

いじめの問題等への対応について (第一次提言概要)

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめの予防・発見・対策をとる体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要。
 - ・ いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
 - ・ いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
 - ・ いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
 - ・ いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導）

3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

- 学校における相談体制の整備。実態把握のための定期的な調査の実施。
- 学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携協力体制を整備することによるいじめ予防。
- いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価。いじめに適切に対処できるよう、教職員研修の充実。養成段階からの専門的・実践的スキルの育成。いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウの蓄積・共有。
- スクールカウンセラー等の配置促進。
- 子どもにきめ細かく対応するため、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など学校の取組を支援。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりの積極的推進。

4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

- いじめ発見者が学校等に通報。なお解決されない重大事案は第三者的組織が対応。
- いじめられている子への組織的・継続的ケア。いじめている子への段階的・継続的な指導。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があるときは懲戒を行う。いじめられている子を守るために必要なときは出席停止措置等の実施。その際の十分な指導体制の整備。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものは警察と連携して迅速に対処。

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

- 懲戒として認められる対応と体罰の区別を明示。関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底。
- 体罰の根絶を目指し、子どもの自発的行動を促す部活動指導ガイドラインを策定。
- 体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談ができる体制整備。

教育委員会制度等の在り方について (第二次提言ポイント)

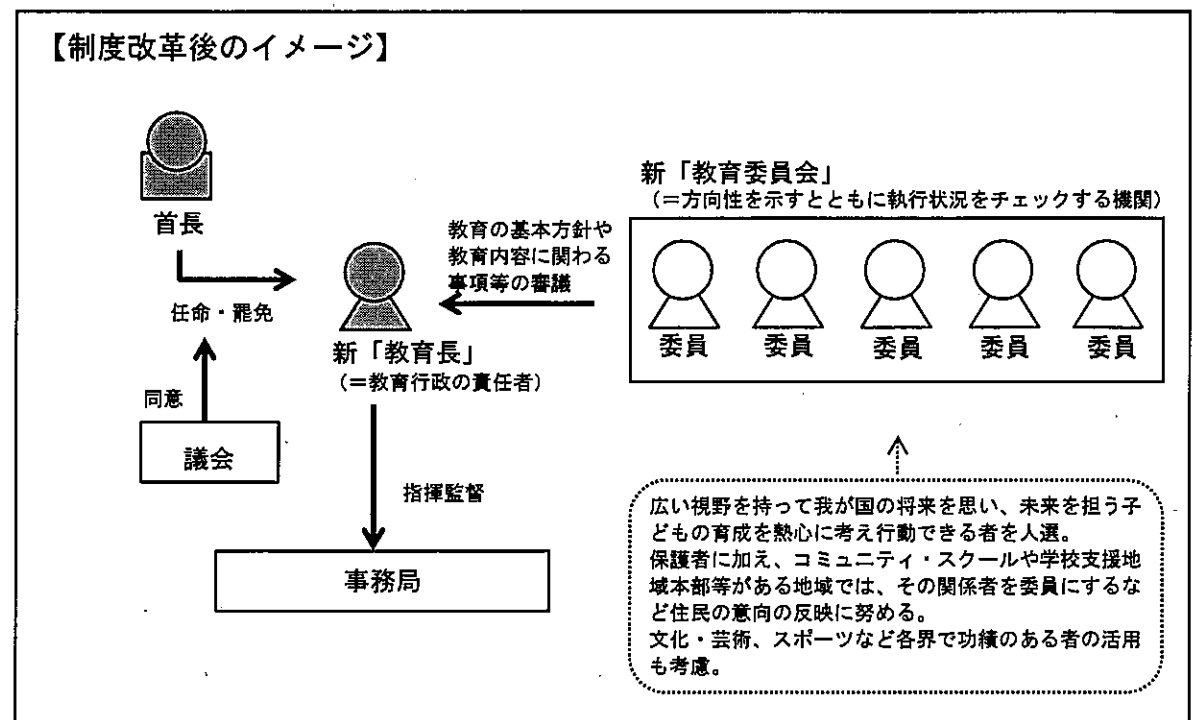
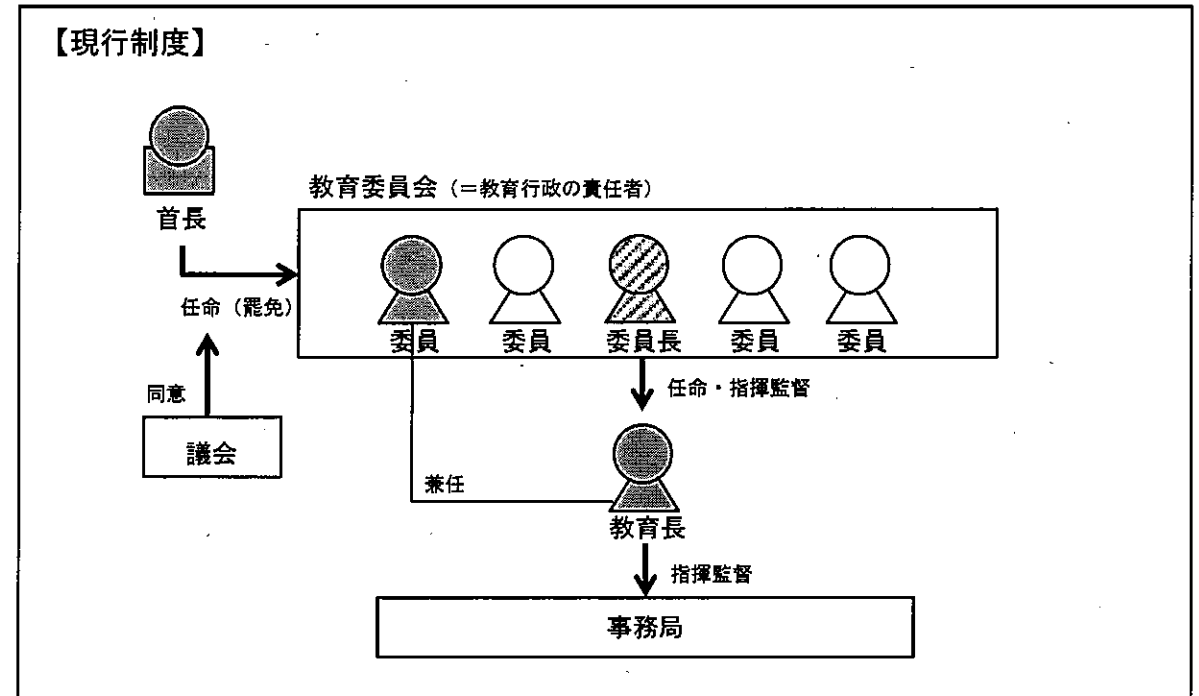
【参考】教育委員会制度改革のイメージ

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

- 責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

これからの大学教育等の在り方について

(第三次提言)

はじめに

教育再生は、個人の能力を最大限引き出し、一人一人が国家社会の形成者として社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図り、より良い人生を生きられる手立てを提供するという教育の機能が十分果たせるようにする改革です。その実現には、教育を集大成し社会につなぐ大学の役割は決定的に重要です。知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会にあつては、大学が担うべき役割が一層大きくなっており、その教育・研究機能を質・量ともに充実していく必要があります。

各国が高等教育を重視し規模を拡大する一方、日本は、国際的に見て社会人入学や外国人留学生が少ないなどの影響もあり、大学進学率は低く、社会人の学び直しの機会も限られています。高等教育に対する公財政支出は、国際水準に比して低く、国私立間格差も大きい現状があります。また、大学のグローバル化の遅れは危機的状況にあります。大学は、知の蓄積を基としつつ、未踏の地への挑戦により新たな知を創造し、社会を変革していく中核となっていくことが期待されています。我が国の大学を絶えざる挑戦と創造の場へと再生することは、日本が再び世界の中で競争力を高め、輝きを取り戻す「日本再生」のための大きな柱の一つです。

大学の機能強化の取組に当たっては、国家戦略として中長期的展望に立ち、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、世界に打って出たり、外国人を迎え入れて交流したりすることのできる人材を育成していくことが重要です。このため、初等中等教育から高等教育までの一貫した取組、文理共通したりベラルアーツの充実、日本文化についての深い理解が求められます。また、「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」など、大学教育の質・量の充実を図る中で、それぞれの大学が持つ強みをいかしつつ、大学の多様性や地域の特性を踏まえた取組が行われる必要があります。同時に、産学官の連携・協力を始めとする社会総がかりの取組が必要であり、国及び地方公共団体には産学官協働での人材育成プラットフォームづくりの推進が求められます。

このような考えの下、国家戦略として直ちに取り組むべき方策について提言します。政府においては、平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」と位置付け、速やかに具体的な政策立案に向けた検討を行い実行するとともに、進捗状況を定期的に検証し説明責任を果たしていくことを期待します。また、本会議としても、教育再生の観点から責任をもって進捗状況を確認し、提言の確実な実行を担保していきます。なお、高大接続や大学入試の在り方など大学改革に関する他の課題は、引き続き検討します。

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められています。そのため、国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット（教育プログラム、教員等）の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー¹の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。
- 大学は、優秀な外国人教員の増員や教員の流動性の向上のため、年俸制を始め、教員の能力等に応じた新しい給与システムの導入を図る。また、日本人教員の語学力、特に英語による教育力を向上させ、英語による授業比率を上げる。外国人教員の生活環境の整備・支援（英語による医療、子どもの教育、配偶者の就労支援等）、大学事務局の国際化などトータル・サポートのための体制を整備する。
- 大学等は、外国の大学や現地企業等との連携により海外キャンパスの設置を進め、海外における魅力ある日本の教育プログラムの実施を図る。国は、日本の大学等の積極的な海外展開による国際連携を拡大するため、制度面・財政面の環境整備を行う。また、競争的資金²について、その特性に応じ、日本人の海外における研究活動の支援を促進できるよう努める。
- 国は、大学のグローバル化を大きく進展させてきた現行の「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30事業）」等の経験と知見を踏まえ、外国人教員の積極採用や、海外大学との連携、英語による授業のみで卒業可能な学位課程の拡充など、国際化を断行する大学（「スーパーグローバル大学」（仮称））

¹ 複数の大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位。

² 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

を重点的に支援する。国際共同研究等の充実を図り、今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上をランクインさせるなど国際的存在感を高める。

- 国は、各大学がグローバル化に対応した教育方針を策定・公表し、グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点としての役割を果たしていくための積極的な取組を支援する。

②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を 12 万人に倍増し、外国人留学生を 30 万人に増やす。

- 大学は、大学入試や卒業認定における TOEFL 等の外部検定試験の活用、英語による教育プログラム実施等の取組を進め、学生に実践的英語力を習得させ、海外留学に結び付ける。外部検定試験については、大学や学生の多様性を踏まえて活用するものとする。また、英語力の優秀な学生には更なる語学の習得も重要であり、例えば、東アジアにおけるグローバル化への対応として、実践的中国語等の習得を目指すことなども有用である。

- 大学は、海外の大学との交換留学や単位互換を進めるとともに、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図る。国は、大学における海外でのインターンシップの実施促進や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための取組を支援する。

- 国は、企業や個人等との協力による給付型奨学金等を含めた留学費用の支援のための新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設し、秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本人学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。また、地方公共団体においても、留学費用の支援に関し企業や個人からの多様な支援が得られるよう体制を整備する。

- 産業界及び国は、企業や国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用するとともに、秋入学等に伴う採用試験、資格試験の実施時期等の見直しを行う。また、採用後も意欲のある者が進んで留学できるよう、留学経験の積極的な評価を行うなど促進に努める。

- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続の共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舍整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業へ

の就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。

- 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充（実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JET プログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。

- 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員が TOEFL 等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80 程度等以上）を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。

- 国は、グローバル・リーダーを育成する先進的な高校（「スーパーグローバルハイスクール」（仮称））を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。国は、国際バカロレア認定校³について、一部日本語によるディプロマ・プログラム⁴の開発・導入を進め、大幅な増加（16 校→200 校）を図る。国及び地方公共団体は、高校生の海外交流事業や短期留学への参加を積極的に支援する。日本人学校等の在外教育施設において、現地の子どもを積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める。

④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。

- 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信するという意識をもってグローバル化に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実する。国は、海外の大学に戦略的に働きかけるなどして、海外における日本語学習や日本文化理解の積極的な促進を図る。また、日本文化について指導・紹介できる人材の育成や指導プログラムの開発等の取組を推進する。

³ 国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く 1968 年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）により、同機構が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校。

⁴ 2 年の履修期間を経て最終試験に合格すると、世界各国で幅広く大学入学資格として認められるプログラム。現在、英語、フランス語、スペイン語（一部、ドイツ語、中国語でも実施可）で授業、試験が行われている。

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について
(第4次提言のポイント)

○グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
○少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上

○義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
・夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
・幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など

○高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜を一体的に改革
○関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む(高校生に不安を与えないよう周知期間をおいて見直し)

1. 高校教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善にいかすための新たな試験の仕組み(達成度テスト(基礎レベル))を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル))を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト(基礎レベル)と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト(発展レベル)を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト(基礎レベル)の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

(参考)

「達成度テスト(仮称)」に関する提言内容

名称 (仮称)	達成度テスト	
	基礎レベル	発展レベル
目的	高校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換を図る改革を行う。その一環として、高校段階における学習の達成度を把握し、高校の指導改善や大学入学者選抜に活用する新たなテストとして導入	
機能・ 大学入 学者選 抜での 活用	高校の基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、学校における指導改善にいかす 推薦・AO入試における基礎学力の判定に際しての活用を促進	大学が求める学力水準の達成度の判定に積極的に活用 各大学で基礎資格としての利用を促進 利用する教科・科目や重点の置き方を柔軟にするなど弾力的な活用を促す
受験回 数	高校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討	試験として課す教科・科目を勘案し、複数回挑戦を可能にすることを検討
試験内 容等	基礎的・共通的な教科・科目 知識・技能の活用力、思考力・判断力・表現力も含めた幅広い学力を把握し、指導改善につなげる 高校の単位及び卒業の認定や大学入学資格のための条件とはしないが、できるだけ多くの生徒が受験	大学教育に必要な能力の判定という観点から教科・科目や出題内容を検討 知識偏重の1点刻みの選抜にならないよう、試験結果はレベルに応じて段階別に表示
試験運 営	大学入試センター等が有するノウハウ、利点をいかしつつ、相互に連携して一体的に行う	

※具体的な実施方法や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等は、高校での教育活動に配慮しつつ関係者の意見も踏まえ、中教審等において専門的・実務的に検討。